

憲法總論

史尙寬著

債 法 總 論

史 尚 寬 著

民國七十六年九月版

中華民國四十三年七月臺北初版
中華民國六十七年九月臺北五刷

債法總論

(上中下冊合訂)

價目：

版翻
權印

著作人：史

尙

寬

發行人：史吳仲芳

史光華

臺北市仁愛路四段35巷15號之2

初版印刷者：臺北監獄印刷廠

滌版印刷者：榮泰印書館股份有限公司

臺北縣板橋市中山路二段465巷81號

電話：九六一九二八四

著作權執照：臺內著字第八二〇號

經售者：各大書局

自序

民法爲衆法之基。私法固不待論，欲治公法者，亦應對於民法有相當了解，而後可得其真諦。民法中尤以債法爲最重要部份，而債之通則實爲債法理論之總滙。憶自民國十九年民法全部公佈施行以來，已經廿餘載，其間雖有不少民法著述，然較之德法諸國，相去尚遠。美國人龐德爲兼通英美法及大陸法之名法學家，對於我國法律亦有研究，曾譽我國民法法典爲世界進步之法典，可惜尙少精深淵博之鉅大著述及註釋以宏其用。良以民法關係錯綜複雜，遠非他法可比，非將全部融會貫通，難以運用。著者於立法院成立之初，即忝任民法起草工作，該法完成後原擬從事此項著述，惟以當時其他法典及重要各法尙待完成或修訂者至多，其勢有所不許。抗戰軍興，隨政府西遷重慶，資料極端缺乏，而其情又所不能。雖盡量利用公餘，先後刊有民法釋義及民法原論，然限於民法總則部分，失之簡略。遷臺後，乃決心摒除一切，以全力從事著作，所幸此間臺大、法院及省立圖書館藏書甚豐，借用方便，閱三載卒成債法總論，都八十餘萬言。參照瑞士德國及法日諸國關於民法原著，分別探本索源，綜合研究，衡以我國民法規定而定取捨與變通，雖多採擇各國學說與判例，而因應國情與我民法法意，亦有屬於創見。既不囿於一家之言，亦不泥於一國之法，其中論列，自難謂悉皆允當，惟提出各種問題，示以津梁，對於斯學之研究，或有不少之啓發。然涉及過廣，引申過多，難期周顧，疏忽之處在所不免。倘能拋磚引玉，俾斯學之著述日益精深而宏富，以發揚光大我國之法學，則著者之幸也。

中華民國四十三年六月一日

史尚寬序於臺北

著者著作一覽

一、勞動法原論	三十餘萬言	上海世界書局	民國二十三年
二、民法總則釋義	二十五萬言	會文堂新記書局	民國二十五年
三、信託法論	九萬五千言	商務印書館	民國三十四年
四、民法原論總則	二十餘萬言	大東書局	民國三十五年
五、土地法原論	三十六萬言	正中書局	民國四十年
六、行政法論	二十五萬言	自行出版	民國四十二年
七、債法總論	八十餘萬言	版權局	民國四十三年
八、著作權法論	四萬五千言	中央文物供應社	民國四十三年
九、物權法論	五十餘萬言	自行出版	民國四十六年
十、債法各論	近九十萬言	版權局	民國四十九年
十一、親屬法論	七十餘萬言	自行出版	民國五十三年
十二、繼承法論	五六十萬言	自行出版	民國五十五年
十三、民法總論	七萬五千言	臺灣商務印書館	民國五十八年
十四、民法研究	六十五萬言	自行出版	民國五十九年
十五、民刑法論	近六十萬言	版權局	民國六十二年
十六、憲法論叢	五十餘萬言	自行出版	民國六十二年

上冊目錄

第一章 通則

- (一) 債之意義.....一
- (二) 債之性質.....一
- (三) 債權與物權之差異.....二
- (四) 債權與親屬權或身份權之差異.....二
- (五) 債務與責任.....三
- (六) 債法之發達.....三

第二章 債之發生

第一節 契約

- 第一目 契約之意義及性質.....七
- 第二目 契約之分類.....七
- (一) 變務契約與片務契約.....八
- (二) 諸成契約與要物契約.....八
- (三) 要因契約與無因契約.....九
- (四) 有名契約與無名契約.....九
- (五) 有償契約與無償契約.....一

(六) 要式契約與不要式契約.....	11
(七) 生前契約與死後契約.....	11
(八) 本契約與豫約.....	11
(九) 主契約與從契約.....	11
(十) 附合契約與非附合契約.....	11
第三目 契約之要件.....	
(一) 總說.....	11
(二) 意思一致.....	11
(三) 意思不一致.....	11
第四目 契約之成立.....	
第一款 要約.....	
(一) 要約之意義.....	11
(二) 要約之性質.....	11
(三) 要約之要件.....	11
(四) 要約表示之方法.....	11
(五) 要約之拘束力.....	10
(六) 要約之消滅.....	10
第二款 承諾.....	
(一) 承諾之意義及性質.....	11
(二) 承諾之要件.....	11

(三) 承諾效力之發生時期.....	二六
第三款 交又要約同時表示及依意思實現之契約成立.....	
(一) 交又要約.....	二九
(二) 同時表示之契約成立.....	二九
(三) 依意思實現之契約成立.....	二九
第四款 懸賞廣告.....	
(一) 總說.....	三一
(二) 懸賞廣告法律行為成立之要件.....	三一
(三) 懸賞廣告之撤銷.....	三四
(四) 懸賞廣告之效力.....	三七
(五) 優等懸賞廣告.....	四〇
第五款 契約之約定方式.....	
第二節 代理權之授與.....	
第一目 代理權授與之方法.....	
(一) 通謀虛偽表示.....	四一
(二) 錯誤.....	四一
(三) 詐欺.....	四一
第二目 共同代理.....	
第三目 表示代理.....	
(一) 表示代理之意義.....	四七
買.....	四八

(二)	表示代理之種類	四
(三)	民法第一百六十九條所定表示代理之要件及效力	四
第四目	狹義無權代理	五
(一)	無權代理行為之承認	五
(二)	承認之催告	五
(三)	撤回權	五
(四)	就無權代理行為本人所負之責任	五
第三節	無因管理	四
第一目	無因管理之意義及性質	四
第二目	無因管理之要件	四
(一)	客觀的要件	四
(二)	主觀的要件	四
第三目	無因管理之效力	四
第一款	管理人之義務	四
(一)	為適當管理之義務	四
(二)	管理人之賠償義務	四
第二款	本人之義務	四
(一)	利於本人並不違反本人明示或可推知之意思	四
(二)	非利於本人或違反本人明示或得推知之意思(準無因管理)	四
(三)	管理事務之承認	四

第四節 不當得利

第一目 不當得利之意義及性質	六
第二目 不當得利之要件	六
(一) 受有財產上之利益	七
(二) 致他人受有損害	七
(三) 無法律上之原因	七
第三目 各種之不當得利	八
第一款 因非債清償之不當得利	八
(一) 成立要件	八
(二) 排除返還請求權之特別事由	八
第二款 因不法原因給付之不當得利	八
(一) 返還請求權成立之要件	八
(二) 返還請求權之排除	八
(三) 民法第一八〇條第四款規定與不當得利返還請求權以外之請求權	八
第四目 不當得利之效力	九
(一) 不當得利返還請求權之主體	九
(二) 利益之確定時期	九
(三) 利益返還之範圍	九
(四) 返還之物體	九
(五) 對於第三人之不當得利請求權	九

(六) 不當得利請求權與其他請求權之關係.....	九
(七) 不當得利請求權與無效或經撤銷之法律行為之關係.....	一〇
(八) 不當得利請求權之消滅時效.....	一一
第五節 侵權行為.....	
第一目 概說.....	一〇
(一) 侵權行為之意義.....	一〇
(二) 侵權行為與犯罪行為.....	一〇
(三) 過失責任與無過失責任.....	一〇
(四) 侵權行為之立法例.....	一〇
第二目 一般侵權行為與特殊侵權行為.....	一〇
(一) 侵權行為之要件.....	一〇
(一) 須有歸責性之意思狀態.....	一〇
(二) 須有違法性之行為.....	一九
(三) 須有因果律之損害.....	一九
第三目 共同侵權行為.....	一九
(一) 共同侵權行為之成立要件.....	一九
(二) 準共同侵權行為之成立要件.....	一九
(三) 共同侵權行為之效果.....	一九
第四目 特殊侵權行為.....	一九
(一) 職務之侵害.....	一九

(二) 執務侵害侵權行為之要件	一
(三) 責任之限制	一
第二款 小 法定代理人之責任及無責任能力人之責任	一
(一) 法定代理人責任之根據及性質	一
(二) 法定代理人責任之要件	一
(三) 無責任能力之結果責任	一
第三款 僱用人之責任	一
(一) 責任之根據及性質	一
(二) 責任之要件	一
(三) 僱用人之無過失責任	一
(四) 受僱人之責任	一
第四款 定作人之責任	一
(一) 責任之根據及性質	一
(二) 責任之要件	一
第五款 動產占有人之責任	一
(一) 責任之根據及性質	一
(二) 責任之要件	一
(三) 責任者	一
(四) 責任之預先免除	一
(五) 被害人與有過失	一

(六) 占有人之求償權.....	一七
第六款 建築物或其他工作物所有人之責任.....	一四
(一) 責任之根據及性質.....	一四
(二) 責任之要件.....	一五
(三) 責任者.....	一七
(四) 所有人之求償權.....	一七
(五) 責任之減免.....	一九
第五目 侵權行為之效力.....	一九
第一款 概說.....	一九
(一) 損害賠償.....	一九
(二) 不作為請求權.....	一九
(三) 不作為請求權與原狀回復之不作為請求權.....	二〇
第二款 賠償債權債務之當事人.....	二〇
(一) 債務人.....	二〇
(二) 賠償債權人.....	二〇
第三款 損害賠償之範圍及方法.....	二〇
第一項 損害賠償之範圍.....	二〇
(一) 財產上之損害.....	二〇
(二) 非財產上之損害.....	二〇
第二項 損害賠償之方法.....	二二

(一) 身體或健康之侵害	二三
(二) 名譽之侵害	二三
(三) 物之毀損	二三
第四款 損害賠償請求權之特質	二四
(一) 移轉性	二四
(二) 抵銷禁止	二四
(三) 特別消滅時效	二五

第五款 侵權行為請求權與其他請求權之併存

(一) 請求權之併存	二九
(二) 併存請求權間之關係	二九

第三章 債之標的

第一節 約定之要件

(一) 約定之要件	二三
-----------	----

(二) 約定與財產上價格	二四
--------------	----

第二節 約定之種類

(一) 積極給付與消極給付與混合給付	二五
--------------------	----

(二) 可分給付與不可分給付	二六
----------------	----

(三) 繼續的給付與非繼續的給付	二七
------------------	----

(四) 單純給付與合成給付	二八
---------------	----

(五) 特定給付與不特定給付 三九

第三節 種類之債

(一) 意義及性質 三〇

(二) 種類之債之特定 三一

(三) 特定之效力 三二

(四) 限制種類之債 三三

(五) 不定種類之債 三四

第四節 貨幣之債 三五

第一目 貨幣之債之意義 三六

(一) 貨幣之債之意義 三七

(二) 貨幣之種類 三八

(三) 貨幣之價格 三九

第二目 貨幣之債之種類 四〇

(一) 特定貨幣之債 四一

(二) 特種貨幣之債 四二

(三) 金額貨幣之債 四三

(四) 外國貨幣之債 四四

第三目 貨幣之債效力之特則 四五

(一) 約定之提出 四六

(二) 不履行 四七

第五節 利息之債

第一目	利息之意義	一四
第二目	利息之種類	一四
(一)	約定利息	一四五
(二)	法定利息	一四六
第三目	利率	一四六
(一)	約定利率	一四六
(二)	法定利率	一四七
第四目	複利	一四九
(一)	意義	一五〇
(二)	複利之種類	一五〇
(三)	複利之許否	一五〇
(四)	複利與重利之關係	一五〇
第五目	利息之債之性質及效力	一五〇
第六節 選擇之債與任意之債		
第一目	選擇之債	
第一款	選擇之債之意義及性質	一五五
(一)	選擇之債以數宗給付之擇一的給付為標的	一五五
(二)	選擇之債為以選擇的給付為標的之單一之債	一五五
(三)	選擇之債與種類之債之區別	一五七

(四) 選擇之債與請求之併存

第二款 選擇之債之發生原因及其目的

(一) 發生原因

(二) 目的

第三款 選擇之債之特定

第一項 紿付之選擇

(一) 選擇之性質

(二) 選擇權之性質

(三) 選擇權人

(四) 選擇權之行使

(五) 選擇權之移轉

(六) 選擇之效力

第二項 紿付不能

(一) 紿付自始不能

(二) 紿付嗣後不能

(三) 數宗給付中一宗給付之一部不能

(四) 舉證責任

第二目 任意之債

(一) 意義及性質

(二) 任意之債與選擇之債之不同點